

聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第25号

聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則（平成9年聖籠町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第3条ただし書を削る。

第7条中「町長は、助成対象者が医療費の一部負担金（以下「一部負担金」という。）を支払った場合に限り、月額2万円を限度に助成する。」を「助成額は、助成対象者が支払った入院に係る一部負担金の月額（2万円を超える場合は、2万円とする。）から当該入院に係る付加給付その他法令等により給付された額を控除した額とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の聖籠町精神障害者入院費用助成に関する規則の規定は、平成31年4月1日以後の入院にかかる費用について適用し、同日前に行われた入院にかかる費用については、なお従前の例による。